

【国の学生支援緊急給付金給付事業】
「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』申請に必要な書類について

1. 留意事項

本給付金の支給にあたり、大学が審査を行うため、文部科学省作成の【「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』申請の手引き（学生・生徒用）】に記載されている提出書類と、大学が指示する提出書類の種類が異なります。適正な審査を実施するため、本学が指示する提出書類をすべて揃えてご提出いただくよう、ご協力の程よろしくお願いいたします。

2. 提出する書類について

以下のとおり、書類を全て揃えて提出してください。

【申請書】※大学HPよりダウンロード可

- ・【様式1】学生支援緊急給付金申請書
- ・【様式2】学生支援緊急給付金を受けるための要件に係る誓約書
- ・収支内訳表・奨学金受給状況申告書（審査に必要な、大学独自の書類です。）

【申請書に添付する必要書類】

申請するための条件	証明書等（提出が必要な書類）
①家庭からの多額の仕送りを受けていない	2020年1月以降から記帳されている 預貯金通帳等のコピー（原則必須） ※文科省の手引きに提出は任意と記載がありますが、 適正な審査のため、本学は原則提出必須とします。 家庭からの振込の行をマーカー等で印をつけてください。
②原則として自宅外で生活している	以下のいずれかの書類 ・アパート等の賃貸借契約書のコピー ・直近の家賃の支払い根拠資料（2020年1月以降） ・住民票の写し（家計を支えている人と学生本人の住所が分かるもの）等のいずれか
③生活費・学費に占めるアルバイト収入の割合が高い	収支内訳表を提出
④家庭の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できない	・コロナ感染症に係る他の公的措置受給証明書 ※提出できない場合は、他の公的措置申請中であること等を 申請書の3.「申し送り事項」に記入

<p>⑤コロナ感染症の影響でアルバイト収入が大幅に減少（前月比50%以上）している ※2020年1月以降で、最も収入が減少した月の前月から考えてください。</p>	<p>以下のいずれかの書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入減少前（2020年1月以降）および収入減少後の給与明細 ・通帳のコピー（2020年1月以降の記帳かつ減少が見てわかるもの） <p>通帳のコピーを提出する場合は、アルバイト先からの振込の行をマーカー等で印をつけてください。</p> <p>休業や廃業等により収入が0円になった場合は、そのことがわかる証明書類等を必ず提出してください。</p>
<p>⑥非課税世帯であること (20万円を希望する場合)</p>	<p>非課税証明書</p> <p>※「高等教育修学支援新制度」第I区分認定者および留学生は提出不要。</p>
<p>⑦「高等教育の修学支援新制度（日本学生支援機構給付奨学金）」または「日本学生支援機構奨学金（貸与第一種・旧給付）」を受給している・申請中であること ※留学生は除く</p>	<p>奨学生証のコピー（提出可能な場合）</p> <p>※申請中の方は提出書類はありません。</p>
<p>⑧新制度および第一種奨学金を利用できないが、民間等を含め申請が可能な支援制度の利用を予定している者</p>	<p>民間等による支援制度の認定書等</p>
<p>※留学生の方 仕送りが平均月額90,000円以下である 在日している扶養者の年収が500万円未満</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・仕送り額や扶養者の年収が確認できる振込口座の預貯金通帳の写し等（該当部分のマーカー等で印をつけてください。） ・在日している扶養者の源泉徴収票や確定申告書等

3. 提出方法について

本紙の指示通りに必要書類を揃え、学生センター学生課宛、簡易書留等でご郵送いただくか、窓口へ直接提出してください。

【提出期限】

令和2年7月17日（金）16時 必着

以上